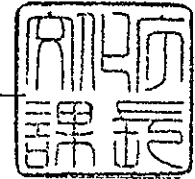




30文宗務第32号
平成30年7月19日

各都道府県
宗教法人事務担当課長 殿

文化庁文化部宗務課長
田村真



(印影印刷)

平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれ
に対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法
人事務の取扱いについて (通知)

平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置
の指定に関する政令(平成30年政令第211号、以下「政令」という。)が、本年7月
14日に施行されましたが、これに伴う宗教法人事務については、下記の点に留意の上、
取り計らい願います。

記

- 1 本政令は、平成30年7月豪雨による災害を、特定非常災害の被害者の権利利益
の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づく特定
非常災害として指定し、同法第3条から第7条において規定する各種特別措置の適
用について定めたものである。
- 2 平成30年7月豪雨による災害の被害者は、政令第2条及び第4条により、平成
30年6月28日以後に履行期限の到来する義務について、期限内に履行されな
かった場合であっても、平成30年9月28日までに履行された場合は、行政上及び
刑事上の責任は問われないこととされた。
したがって、宗教法第25条第1項及び第4項、第49条の3第1項、第5
2条第1項、第53条、第54条、第56条から第58条まで、第59条第1項及
び第3項、第60条並びに第61条に規定する義務の履行期限が、平成30年6月
28日以後に到来するものについて、平成30年9月28日までに履行された場
合は、同法第88条第4号、第5号、第7号及び第9号に規定する過料に処すための
措置を行わないこととなる。